

令和8年秋の全国交通安全県民運動の実施について

実施期間等

- 実施期間
令和8年9月21日（月）～30日（水）までの10日間（交通事故死ゼロを目指す日 9月30日）
- 主催
交通事故をなくす福岡県県民運動本部（福岡県・福岡県警察・市町村・（一財）福岡県交通安全協会）

実施要綱

○〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

- ・ 横断歩道を渡る、信号に従うなど、基本的な交通ルールを守りましょう。
- ・ 外出するときは、反射材用品や明るい目立つ色の衣服等を着用しましょう。
- ・ 高齢者は加齢に伴う身体機能の変化を理解し、安全な交行動を実践しましょう。
- ・ 歩きスマホはやめましょう。

○〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と「ながらスマホ」の根絶

- ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯や対向車、先行車がない状況でのハイビームの活用に努めましょう。
- ・ 運転中のスマートフォン等の通話や画面注視する「ながらスマホ」は大変危険です。絶対にやめましょう。
- ・ 横断歩道に歩行者がいるときは必ず一時停止して歩行者を優先させましょう。

○〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

- ・ 「自転車安全利用五則」（※）にのっとった基本的な通行方法を徹底し、安全に利用しましょう。
- ・ 自転車・特定小型原動機付自転車に乗る際はヘルメットを着用しましょう。
- ・ 自転車保険に必ず加入しましょう。

○飲酒運転の撲滅

- ・ 体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛け、二日酔い運転をしないようにしましょう。
- ・ 自転車と車の飲酒運転の罰則は同じであることを理解し、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。
- ・ 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。



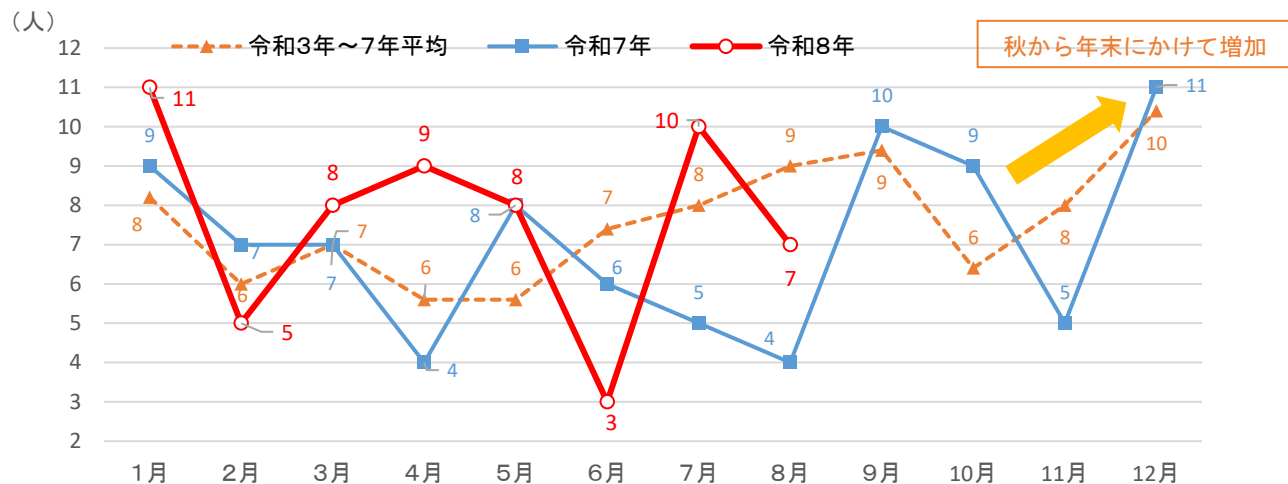
※ 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

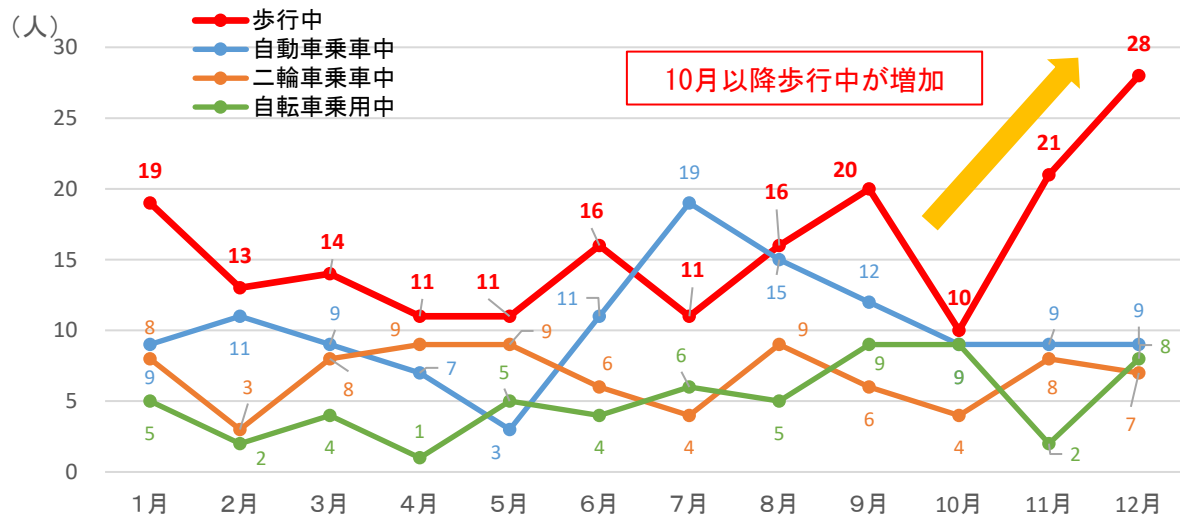
○ 月別交通事故死者数の推移

- 交通事故死者数は、秋から年末にかけて増加する傾向
- 状態別では、10月以降歩行中死者数が顕著に増加し、12月が年間最多

月別交通事故死者数の推移



月別・状態別交通事故死者数の推移【令和3年～7年合計】

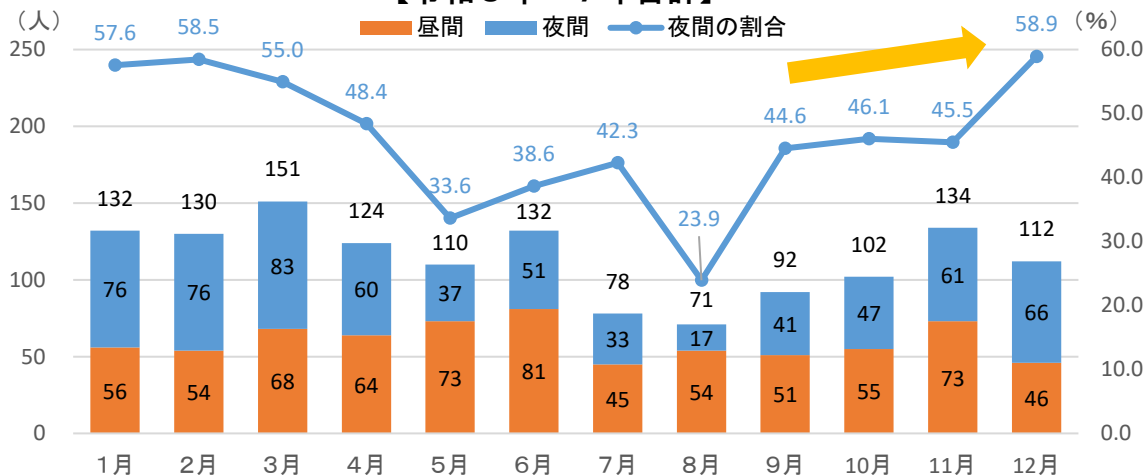


(注)・「二輪車」は、自動二輪車及び一般原動機付自転車(令和5年は特定小型原動機付自転車を含む、以下同じ。)をいう。

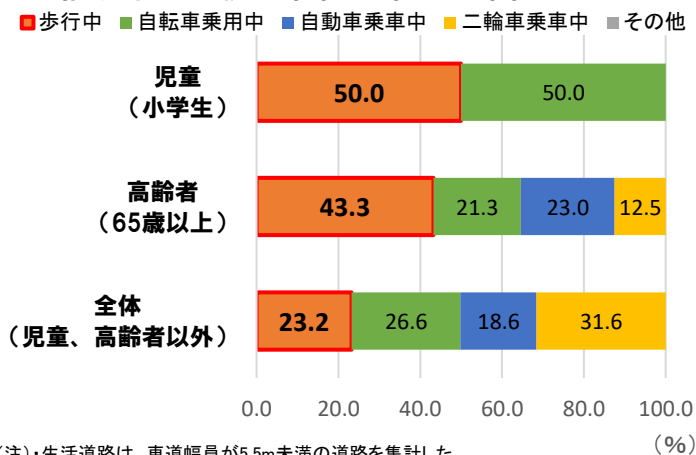
○ 歩行者～昼夜間別、児童・高齢者の交通事故発生状況～

- 歩行中死者・重傷者数は9月から11月にかけて夜間の発生が顕著に増加
- 歩行中死傷者数は、児童は10月以降増加し、高齢者は11月が最多

月別・昼夜間別歩行中死者・重傷者数の推移
【令和3年～7年合計】

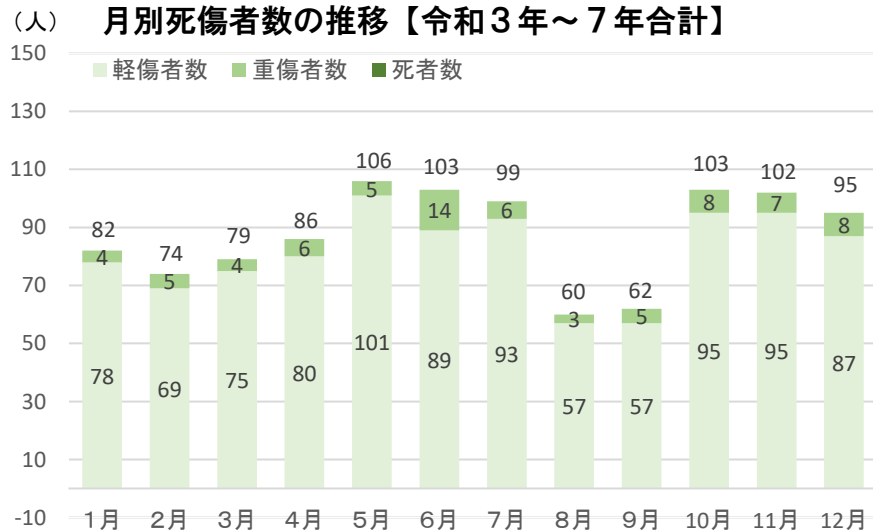


生活道路における状態別死者・重傷者数の構成率の比較【令和3年～7年合計】

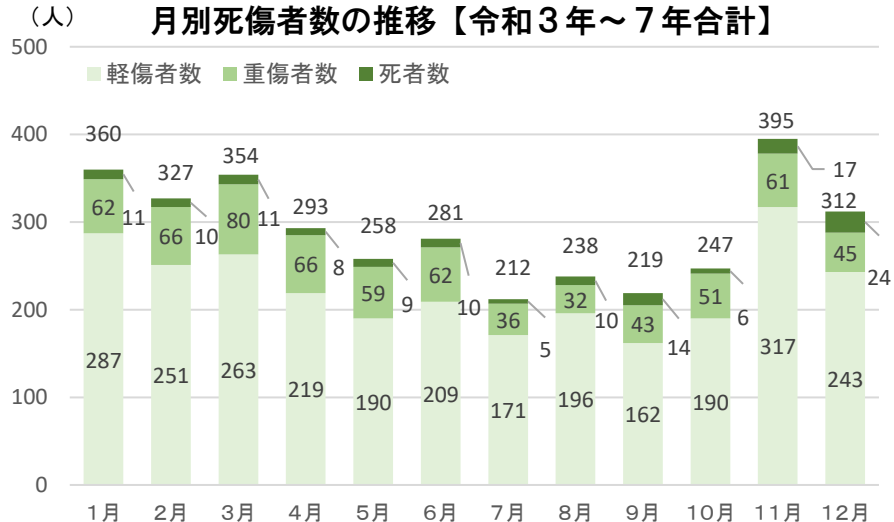


（注）・生活道路は、車道幅員が5.5m未満の道路を集計した。
・数値は、単位未満で四捨五入しているため、合計等が内訳の数値と一致しない場合があります。以下同じ。

歩行中児童（小学生）の
月別死傷者数の推移【令和3年～7年合計】



歩行中高齢者（65歳以上）の
月別死傷者数の推移【令和3年～7年合計】

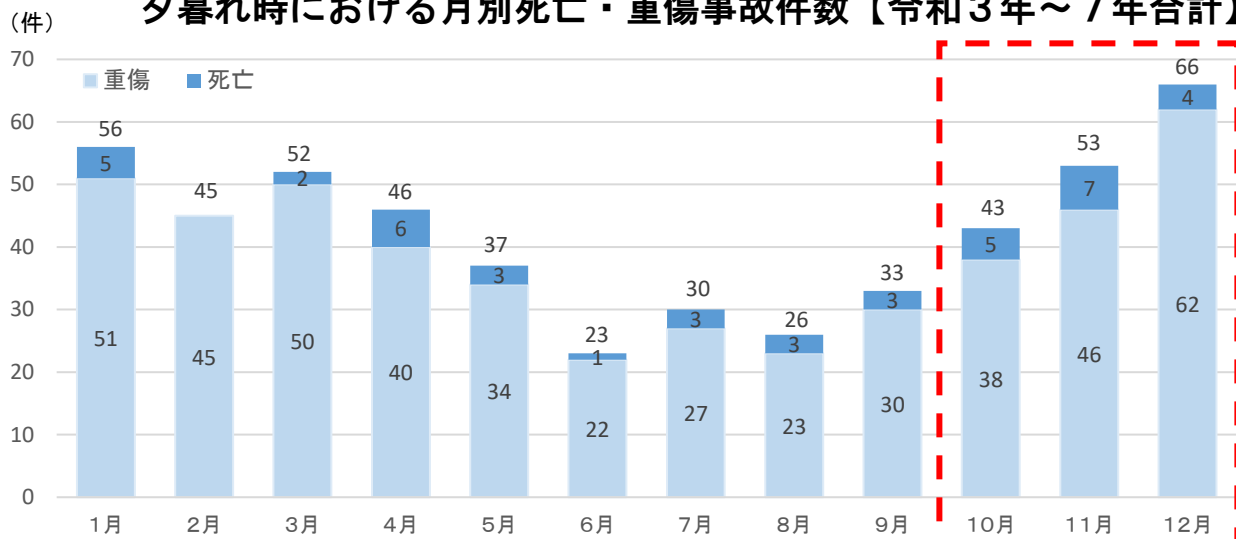


○ 自動車～夕暮れ時の交通死亡事故発生状況～

●10月～12月の夕暮れ時の死亡・重傷事故は、7月～9月の約1.8倍

●10月～12月の夕暮れ時の自動車対歩行者事故は7月～9月の約2.8倍であり、横断歩道以外横断が多い

夕暮れ時における月別死亡・重傷事故件数【令和3年～7年合計】



(注) ・ここでいう「夕暮れ時」とは、日の入り時刻の前後1時間をいう。

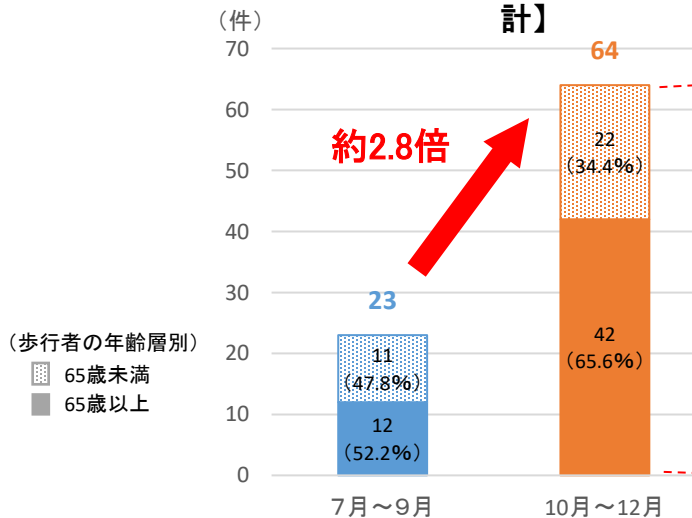
・日の入り時刻は国立天文台の資料によることとし、各都道府県庁所在地(北海道は各方面本部所在地)を基準とする。以下同じ。

【7～9月】
計 89件

約1.8倍

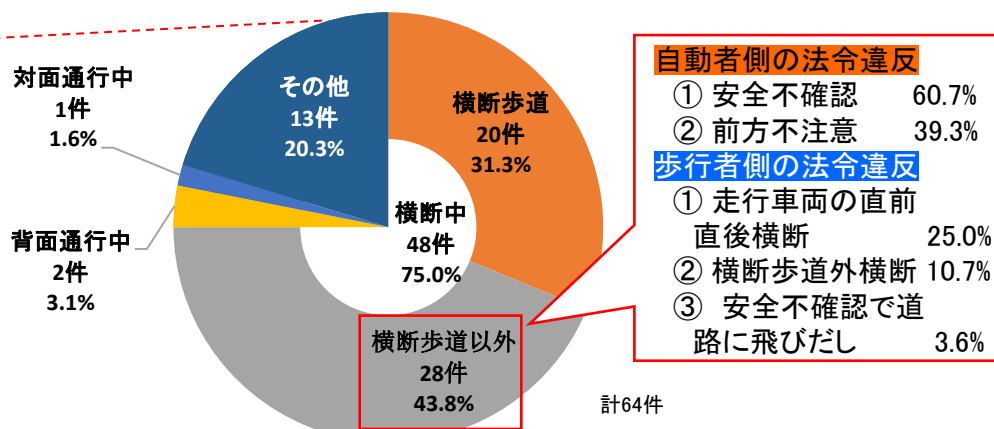
【10～12月】
計 162件

夕暮れ時における自動車対歩行者
死亡・重傷事故件数の月別比較【令和3年～7年合計】



約2.8倍

〈事故類型別件数〉



自動車側の法令違反

- ① 安全不確認 60.7%
- ② 前方不注意 39.3%

歩行者側の法令違反

- ① 走行車両の直前直後横断 25.0%
- ② 横断歩道外横断 10.7%
- ③ 安全不確認で道路に飛びだし 3.6%

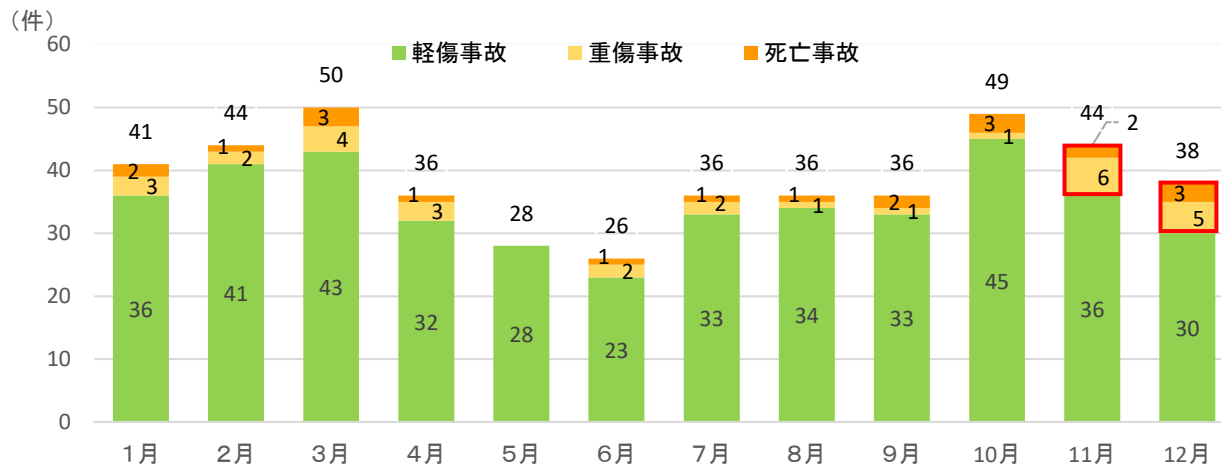
計64件

(注) ・自動車と歩行者が衝突し、歩行者が死亡・重傷を負った事故について集計した。

○ 自動車～飲酒運転及び携帯電話等使用による交通事故発生状況～

- 飲酒運転による死亡・重傷事故は11月及び12月が最多
- 携帯電話等使用による人身事故は11月が最多

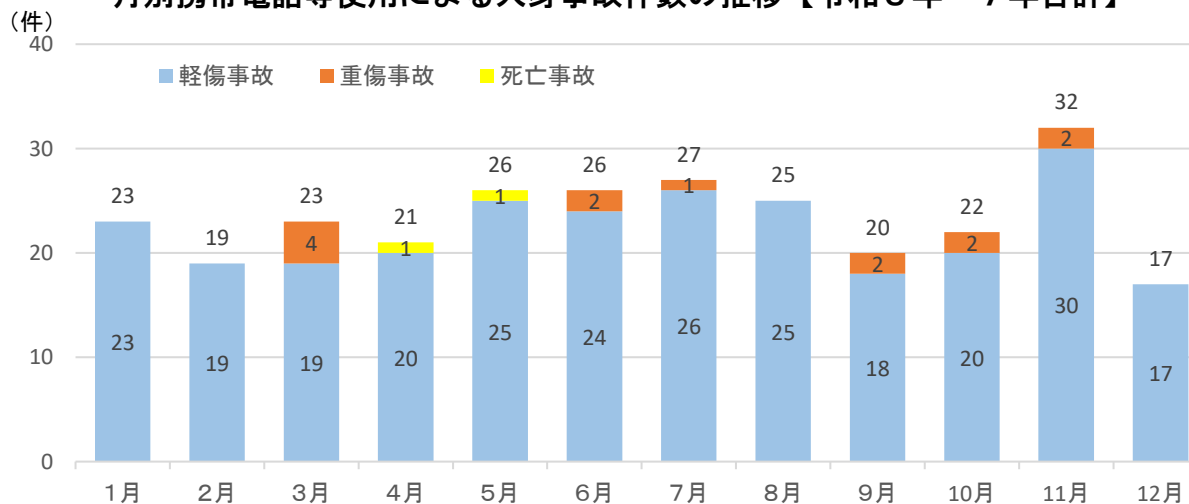
月別飲酒運転による人身事故件数の推移【令和3年～7年合計】



(注)・第1当事者が一般原付以上の件数である。

・「飲酒運転」とは、第1当事者の飲酒状況が酒酔い、酒気帯び、基準以下、検知不能のいずれかに該当するものをいう。

月別携帯電話等使用による人身事故件数の推移【令和3年～7年合計】



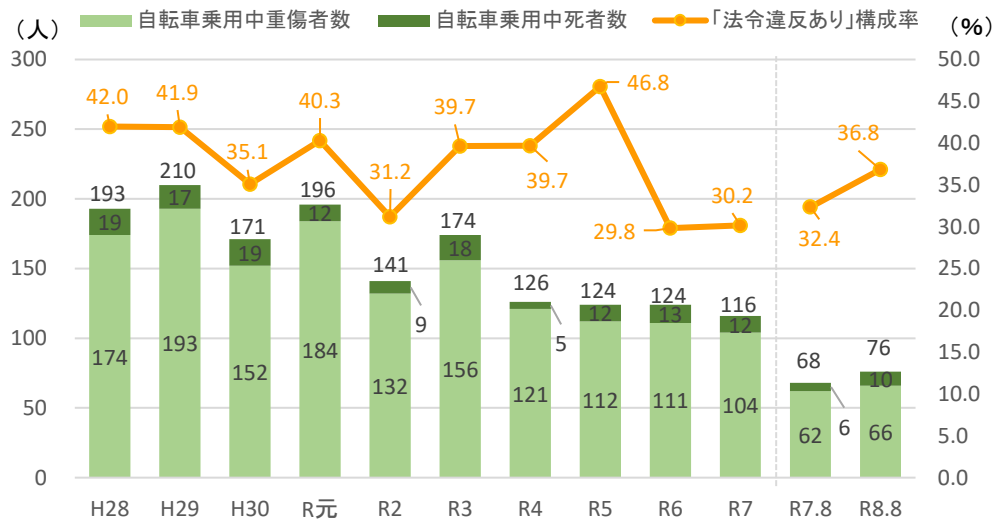
(注)・第1当事者が一般原付以上の件数である。

・携帯電話、スマートフォン等の使用(通話又は画像目的使用)が要因となって発生した事故を集計した。

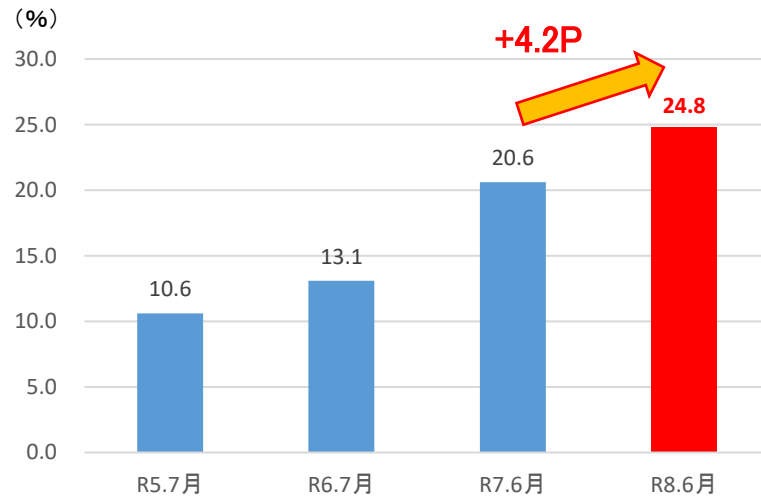
○ 自転車～自転車・特定小型原動機付自転車が関係する交通事故発生状況～

- 自転車乗用中死者・重傷者数は減少傾向にあるが、法令違反ありの構成率は3～4割前後で推移
- ヘルメット着用率は、増加傾向で推移

自転車乗用中死者・重傷者数（第1・第2当事者）の推移

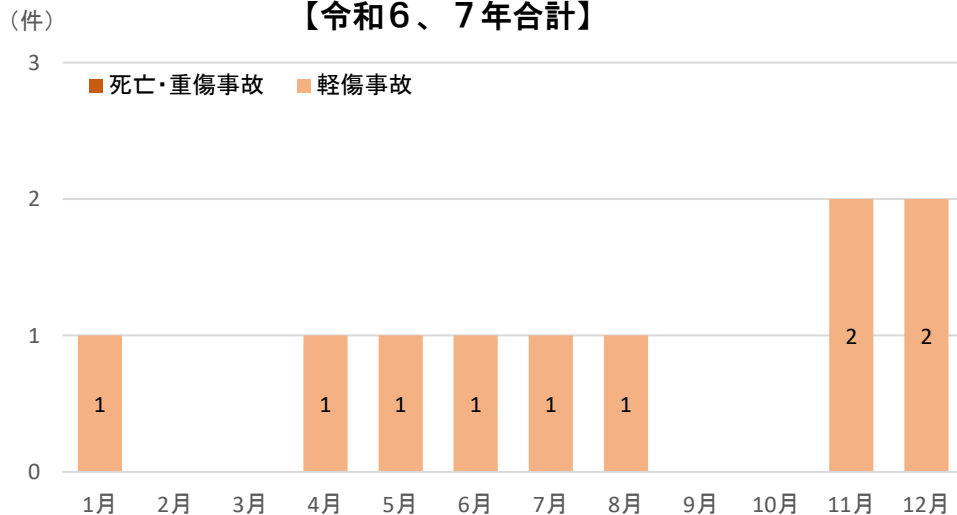


ヘルメット着用率の推移（街頭調査結果）



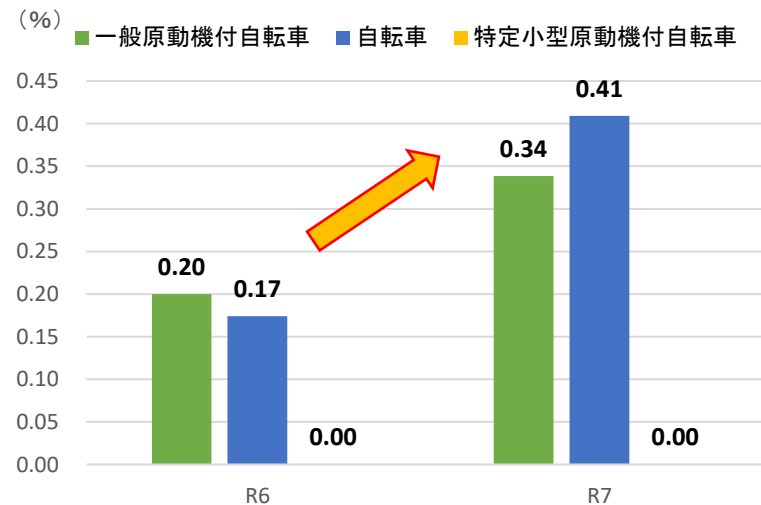
（注）・通行する自転車の運転者及び同乗者のヘルメット着用状況を警察職員が調査したもの。

月別特定小型原動機付自転車関連交通事故件数の推移 【令和6、7年合計】



（注）・特定小型原動機付自転車が第1又は第2当事者となった事故を集計し、特定小型原動機付自転車相互事故は1件とした。
・死亡・重傷事故のうち死亡事故は令和6年8月に1件、令和7年4月に1件である。

飲酒ありの構成率比較（第1・第2当事者）



（注）・飲酒ありの構成率とは、各当事者が第1又は第2当事者となった事故件数のうち、当該当事者が飲酒あり（ただし、飲酒あり同士の場合は1件とした。）の事故件数の占める割合をいう。